

# [自己資本の充実の状況について<定性的事項>]

## (連結の範囲に関する事項)

- ◆持株自己資本比率規制（金融庁告示第20号）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「持株会社グループ」という。）に属する会社と中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1999年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」）第5条に規定する連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  
当持株会社グループには、上記に該当する会社はありません。
- ◆持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  
連結子会社は18社であり、名称及び主要な業務の内容は以下のとおりであります。

名称	主要な業務の内容
株式会社伊予銀行	銀行業務
いよぎん保証株式会社	住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務等
いよぎんビジネスサービス株式会社	現金整理・精査業務、現金自動設備の保守管理業務等
いよぎんキャピタル株式会社	株式・社債等への投資業務、投資ファンドの運営等
いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業への投資業務
いよエバグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合	6次産業化事業体への投資業務
いよエバグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	農業法人への投資業務
いよエバグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合	事業承継先への投資業務
株式会社いよぎん地域経済研究センター	産業・経済・金融に関する調査研究業務等
株式会社いよぎんディーシーカード	クレジットカード業務、保証業務等
いよぎんリース株式会社	リース業務等
株式会社いよぎんコンピュータサービス	情報処理受託業務、ソフトウェア開発業務等
四国アライアンス証券株式会社	証券業務
いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業への投資業務
株式会社いよぎんChallenge&Smile	事務用品等の作成業務等
いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業への投資業務
いよエバグリーン農業応援ファンド2号投資事業有限責任組合	農業法人への投資業務
株式会社いよぎんデジタルソリューションズ	コンサルティング業務

- ◆持株自己資本比率規制（金融庁告示第20号）第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
当持株会社グループには、上記に該当する会社はありません。
- ◆持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
当持株会社グループには、上記に該当する会社はありません。
- ◆持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要  
持株会社グループに属する会社において債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、持株会社グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

## (信用リスクに関する事項)

- ◆標準的手法が適用されるエクスポージャーについて内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準  
CMS2（90頁）の作成にあたり、標準的手法が適用される信用リスク・アセットは、以下の基準により分類しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャー	内部格付手法のポートフォリオ
我が国の地方公共団体向けエクスポージャー	ソブリン向けエクスポージャー
金融機関向けエクスポージャー	金融機関等向けエクスポージャー
中堅中小企業等向けエクスポージャー（適格中堅中小企業等向けエクスポージャーに該当しないものも含む）	中堅中小企業向けエクスポージャー
個人向けエクスポージャー	リテール向けエクスポージャー
上記以外のエクスポージャー	事業法人向けエクスポージャー

## (中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明)

中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号第五号「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明につきましては、「自己資本の構成に関する開示事項」（48頁～54頁）をご覧ください。